

情 通 審 第 6 号  
平成 31 年 2 月 7 日

情報通信技術分科会  
会長 西尾 章治郎 殿

情報通信審議会  
会長 内山田 竹志

「携帯電話等の周波数有効利用方策」及び「2.5GHz 帯を使用する広帯域  
移動無線アクセスシステムの技術的条件」の付託取り消しについて

当審議会に諮問された「携帯電話等の周波数有効利用方策」（平成 7 年 7 月 24 日付  
け電気通信技術審議会諮問第 81 号）及び「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線ア  
クセスシステムの技術的条件」（平成 18 年 2 月 27 日付け情報通信審議会諮問第 2021 号）  
については、総務大臣から平成 31 年 2 月 7 日付け総基移第 33 号により取り下げられたこと  
から、情報通信審議会議事規則第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく情報通信  
技術分科会への付託を取り消す。